

保護者の皆さまへ

京都市立西京高等学校  
校長 岩佐 峰之

## 「高等学校等就学支援金」のご案内（書類提出について）

京都府より、令和5年7月から令和6年6月（3年生は令和6年3月）までの高等学校等就学支援金申請に関する案内が届きましたのでご案内いたします。同封いたしました書類は、①高等学校等就学支援金申請に関する書類、②京都府奨学のための給付金に関する案内です。

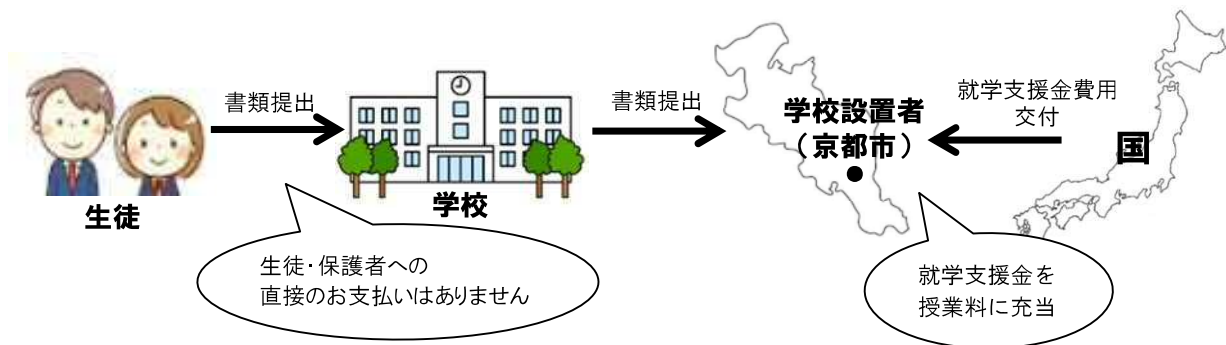
今回、①の高等学校等就学支援金申請に関する書類につきまして、就学支援金受給資格認定審査のため、全てのご家庭から書類の提出が必要となります。

必要書類をご確認の上、期日までにご提出いただきますようご理解・ご協力をお願いいたします。

### 記

#### ◆支給方法

高等学校等就学支援金は京都市が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺します。生徒や保護者が支援金を直接受け取るものではありません。



#### ◆所得基準と提出書類

就学支援金の受給には所得基準があります。下表をご確認いただき、必要書類をご提出ください。

なお、今回申請分は添付していただく課税証明書等に代わってマイナンバー関係書類の提出でも申請ができるようになっております。

（※すでに就学支援金の認定を受けている方で、過去の申請で「マイナンバー関係書類」を提出されている場合は、今回の申請時にマイナンバー関係書類の提出は不要です。）

詳細は、クリーム色の「高等学校等就学支援金収入状況届等に係る手続きについて」をご覧ください。

	判定基準額（算出方法は裏面をご覧ください）	
	30万4200円未満	30万4200円以上
支援金受給の有無	就学支援金受給対象	就学支援金受給対象外
提出書類	・高等学校等就学支援金（黄緑色の用紙です） ・保護者全員の課税証明書等またはマイナンバー関係書類	・高等学校等就学支援金（黄緑色の用紙です）
授業料	京都市が支援金を受取り、授業料に充てるため、授業料の納入は不要です	後日、授業料の納入通知書をお渡しいたしますので指定の金融機関で納入の手続きをお願いいたします

◆提出期限 令和5年7月19日（水） ※必要書類を封筒に入れ担任へ提出してください。

# 判定基準額の算出方法

※文部科学省ホームページ及び  
京都府教育委員会資料より抜粋

## 令和5年7月以降の判定基準

○次の計算式（**両親2人分の合計額**）により判定

【計算式】 **市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額**

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額

< **304,200円** ➡

**支給額：118,800円**

※生年月日が平成19年1月2日～同年4月1日までの生徒を扶養している場合は、保護者等  
のうち1名の市町村民税の課税標準額から33万円を減じて計算する。

ご自身の課税標準額などはマイ  
ナポータルで「あなたの情報」  
から確認できます。（マイナン  
バーカードが必要です。）

マイナポータルHP



※個人府民税については <https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600031.html> をご覧ください。

所得基準に相当する目安年収（例）		11万8,800円の支給 (月額9900円) の対象
両親共働 きの場合	子の数 子1人（高校生） <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1030万円
	子2人（高校生・中学生以下） <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1030万円
	子2人（高校生・高校生） <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約1070万円
	子2人（大学生・高校生） <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1090万円
	子3人（大学生・高校生・中学生以下） <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1090万円
両親のう ち一方が 働いてい る場合	子の数 子1人（高校生） <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約910万円
	子2人（高校生・中学生以下） <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約910万円
	子2人（高校生・高校生） <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約950万円
	子2人（大学生・高校生） <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円
	子3人（大学生・高校生・中学生以下） <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円

算出基準などでご不明な点は、

京都府教育庁指導部高校教育課 075-574-7516 へお問い合わせください

----- お知らせ -----

「京都府奨学のための給付金」のご案内を同封しております。

なお、基準額は異なりますが、家計急変による「高等学校等就学支援金」制度ならびに

「京都府奨学のための給付金」制度もありますので、希望される方は、西京高等学校

事務室(☎075-841-0010)までご連絡ください。申請書をお渡しいたします。